

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年1月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400384号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400020号

第1 結論

昭和54年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和58年3月まで

私は20歳の時にA市で国民年金の加入手続きを行い、請求期間のうち住民登録していたA市及びB市においては納付書により市役所の窓口で、C市においては金融機関の窓口で国民年金保険料をまとめて支払した。年金記録では、請求期間が未納と免除の記録になっているが、免除申請も行っておらず、すべて現年度に納付したことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳の時にA市で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われ、被保険者資格を取得するものとされているところ、現在請求者が所持している年金手帳に記載されている国民年金番号「*」(現在は、基礎年金番号に統合済み。)は、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「番号払出簿」という。)によると、B市において昭和57年6月頃に払い出されており、その際に昭和54年*月*日に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。

以上のことから、上記国民年金番号払出時点において、請求期間のうち昭和54年*月から昭和55年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から昭和57年3月までの期間は、制度上国民年金保険料を現年度納付することができない。

また、A市及び請求者が請求期間に居住していたとするC市、D市及びB市において払い出された国民年金番号について、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおける氏名検索による調査並びに番号払出簿による調査を行ったものの、「*」とは別の国民年金番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間のうち昭和57年4月から昭和58年3月までの期間について、

金銭的に余裕があったことから国民年金保険料の免除申請を行っていない旨陳述しているが、請求者に係る国民年金被保険者台帳とオンライン記録はいずれも免除記録となっている上、請求者の国民年金番号がB市で払い出された時期（昭和 57 年 6 月頃）に免除の申請を行った場合、保険料の免除が承認される期間の始期が、免除の申請日の属する月の前月における直近の基準月（昭和 57 年 4 月）からとされていたことから、当時の制度上の取扱いとも一致し、事務処理上の誤りも見受けられない。

このほか、A市、C市、D市及びB市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料について、保存年限経過によりいずれも保存していない旨回答しているほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400414号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400021号

第1 結論

平成16年5月から平成21年6月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年5月から平成21年6月まで

私は、A市へ転居した平成16年5月に、付加保険料を含めて国民年金保険料を年払いで納付する申出を行い、送付された納付書により請求期間の保険料を納付した。納付書に記載されている国民年金保険料額は付加保険料を含めた金額であると説明されており、納付した保険料額を確認できる葉書等の資料もあるので、請求期間の年金記録については、付加保険料を含めて納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成16年5月に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付する申出を行ったと主張しているが、日本年金機構が保管している国民年金被保険者関係届及びオンライン記録により、請求者は付加保険料を納付する者となる申出については、平成21年7月31日に行っていることが確認でき、国民年金法第87条の2第1項の規定によると、申出をした日の属する月以後の各月につき、付加保険料を納付する者となることができるとされていることから、当該申出日の属する月より前の期間に係る付加保険料は制度上納付することができない。

また、請求者から提出された「国民年金保険料の納付額のお知らせ」、「納付書・領収(納付受託)証書」及び「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(証明日平成18年10月3日)」によると、「国民年金保険料の納付額のお知らせ」において確認できる平成16年中の納付済保険料額は、平成16年5月に同年5月分から平成17年3月分までの11か月分の定額保険料を前納により納付した金額と一致し、「納付書・領収(納付受託)証書」において確認できる平成17年4月分から平成18年3月分まで、平成19年4月分から平成20年3月分まで及び平成21年4月分から平成22年3月分までのそれぞれの納付期間に係る保険料の合計額は、いずれも納付期間の始期である4月に翌年3月分までの1年分の定額保険料を前納により納付した金額と一致しており、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(証明日平成18年10月3日)」

において確認できる納付済保険料額は、平成 18 年 4 月に同年 4 月分から平成 19 年 3 月分までの 1 年分の定額保険料を前納により納付した金額と一致していることから、請求者が提出した資料からは、納付した期間の国民年金保険料に、付加保険料が含まれていることは確認できない。

さらに、請求者が請求期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。